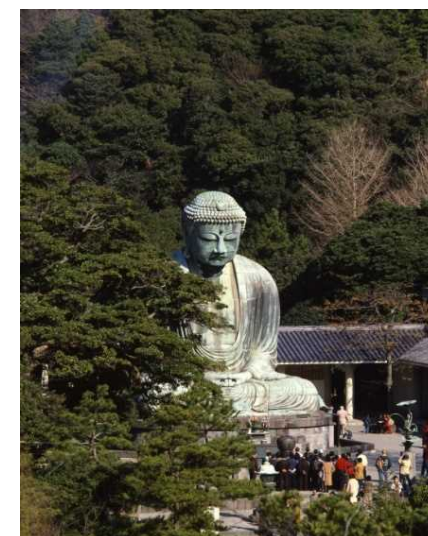




## 古都保存に関する神奈川県の実践

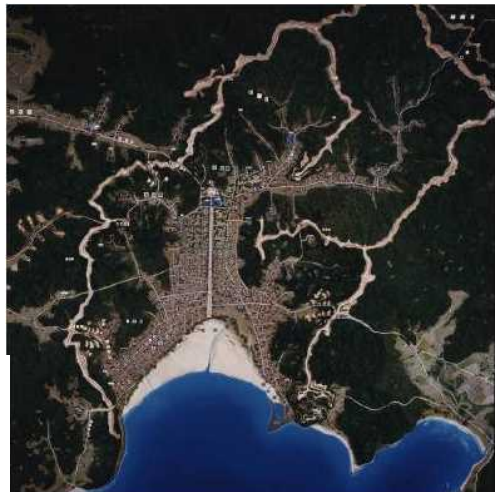
神奈川県 環境農政局 水・緑部  
自然環境保全課



# 神奈川県における古都の概要

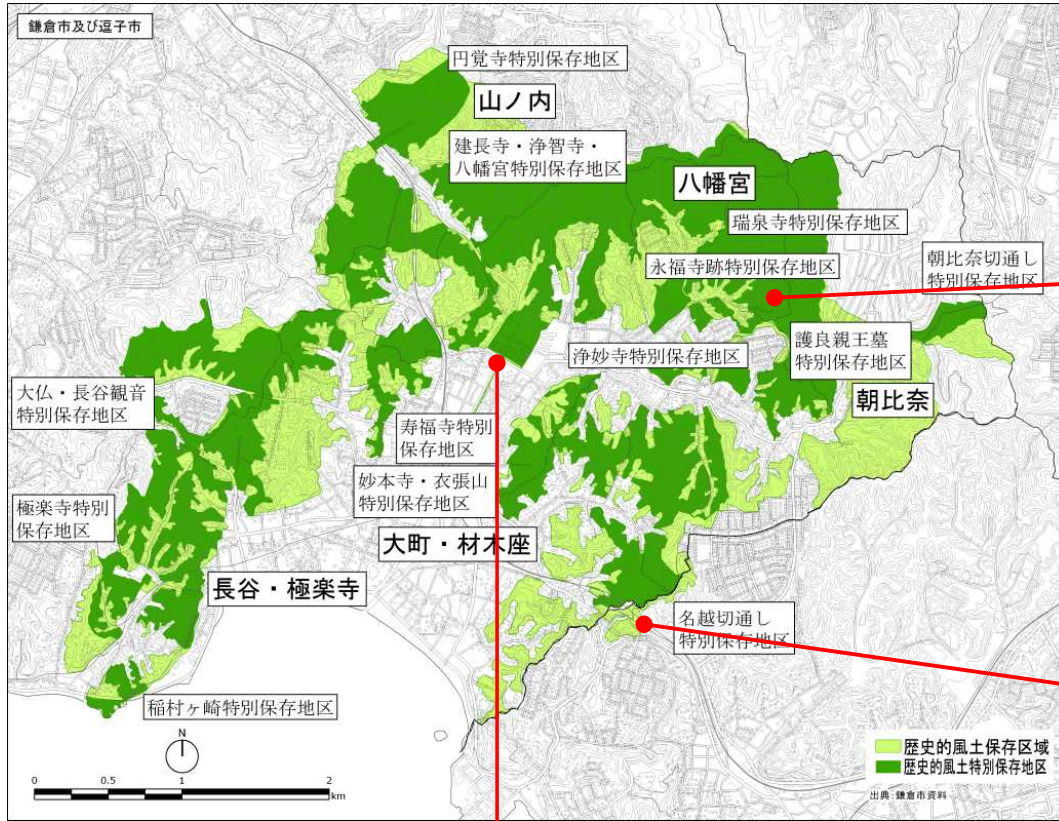
○源頼朝が武家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心地として繁栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として発展し、現在に至るまで重要な文化的資産を伝えている。これらの資産の大半は、背後の自然的環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している。

- 往時の鎌倉は、三方を山に囲まれ、一方が海に開けているため、攻撃に対して守りやすい地形を備えていた。
- 山々は城壁としての役割を果たすように造成され、木々を取り払って削平されていた。
- まち全体が幾重にも重なる山々の城壁に囲まれた城郭都市としての構えを備えていたことから「鎌倉城」と称された。
- 防御のための砦としての役目を果たす7ヶ所の切通しが設けられた。



【中世鎌倉模型写真（鎌倉市緑の基本計画）】

# 神奈川県における古都の概要



【大町・材木座保存区域】  
 (上/まんだら堂  
 やぐら  
 下/名越切通し)



【八幡宮保存区域】  
 (左/鶴岡八幡宮 右/段葛)



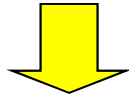
【鎌倉市への延入込観光客数 (H26) 約2,196万人】



# 1 古都保存の成果

## 無秩序な市街化の抑制

- ・昭和30年代から40年代の都市圏への人口集中の影響から「昭和の鎌倉攻め」と呼ばれる急激な都市化の進展
- ・市域面積の約8分の1にあたる約500haの樹林が消滅
- ・昭和39年 鶴岡八幡宮裏山の宅地造成計画、文化人らによる反対運動(御谷騒動)



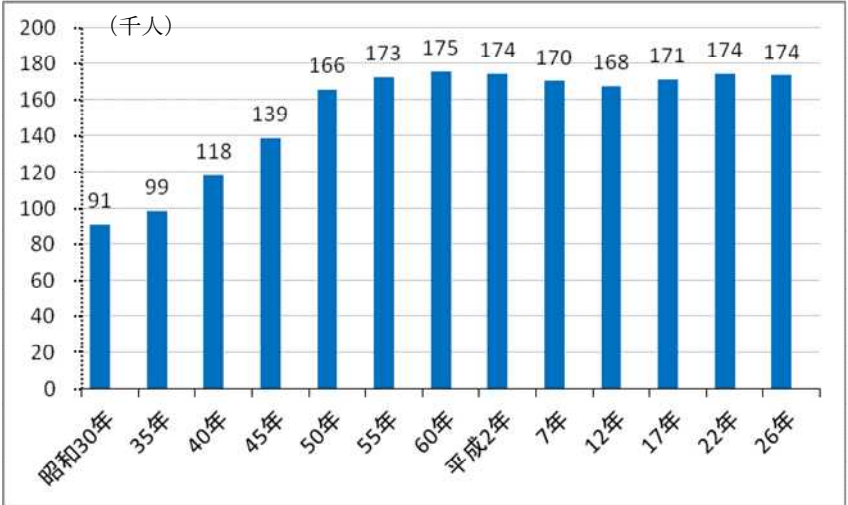
- ・昭和39年12月 御谷騒動をきっかけとして「財団法人鎌倉風致保存会」が誕生
- ・昭和41年1月 「古都保存法」が制定  
鎌倉などの古都における歴史的風土を構成する重要な部分を現状維持的に保存
- ・昭和41年6月 (財)鎌倉風致保存会がナショナル・トラスト運動により宅地造成予定地の山林の一部1.5haを買収、御谷の開発中止

- 鎌倉市の人口
  - ・ 昭和30年代後半からの高度経済成長期に急激に増加
  - ・ 昭和50年代から、概ね17万人前後で推移

御谷 (おやつ)  
(上/昭和39年頃 下/平成18年)



古都保存法発祥の地



【鎌倉市人口統計資料から作成】

# 1 古都保存の成果

## 古都の景観の保全

昭和40年11月 (財)鎌倉風致保存会が「保存認定地域図」作成(P.8参照)

昭和41, 42年 歴史的風土保存区域、特別保存地区当初指定(P.6, 7参照)

→鎌倉の緑の骨格は、「古都保存法」と「首都圏近郊緑地保全法」により保全

地域の拠点となる緑は、「都市緑地法」に基づく「特別緑地保全地区」により保全(P.9参照)

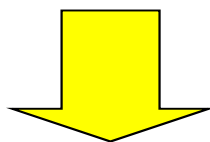
これら地域制緑地と一体となって、大規模な都市公園を設置

平成20年3月 「鎌倉・北鎌倉景観地区」指定(P.10参照)

平成28年1月 「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」認定

平成28年2月 鎌倉市が「日本遺産」申請

国・県・市が適正な役割分担のもと  
歴史的風土の保存、古都の景観を保全



都市構造が往時のものと大きく変化することなく現在に引き継がれ、  
都市の骨格となる緑を保全

# 1 古都保存の成果

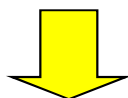
## ○ 歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

昭和41年、42年当初

歴史的風土保存区域 695ha

特別保存地区 220.2ha

法施行後も続く宅地開発から歴史的風土の適正な保存を図るため区域・地区を追加拡大



平成28年現在

歴史的風土保存区域 989ha

特別保存地区 573.6ha

特別保存地区は

指定当初の **2.5倍**

当初指定区域(昭和41年に区域、42年に特別地区)



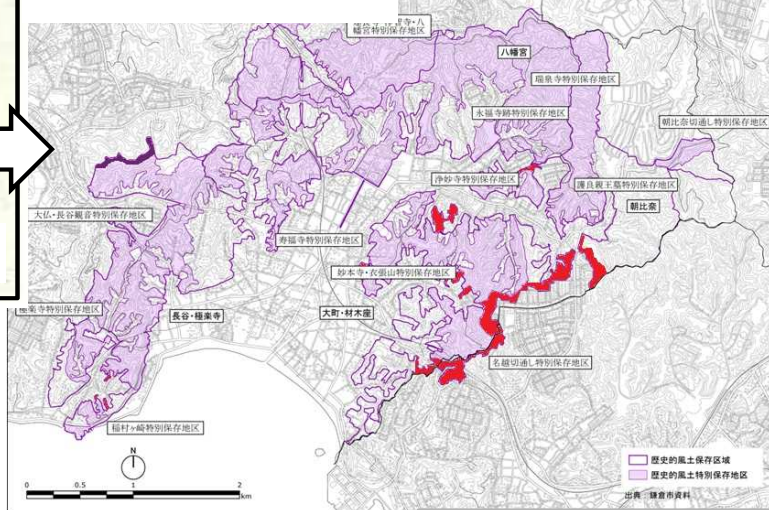
変更指定区域(昭和48年に区域、50年に特別地区拡大)





変更指定区域(昭和61年に区域、63年に特別地区拡大)



現在(平成12年に区域、15年に特別地区拡大)



 H12区域拡大  
 H15特別地区拡大

# 1 古都保存の成果

## ○ 歴史的風土保存区域及び特別保存地区の指定状況

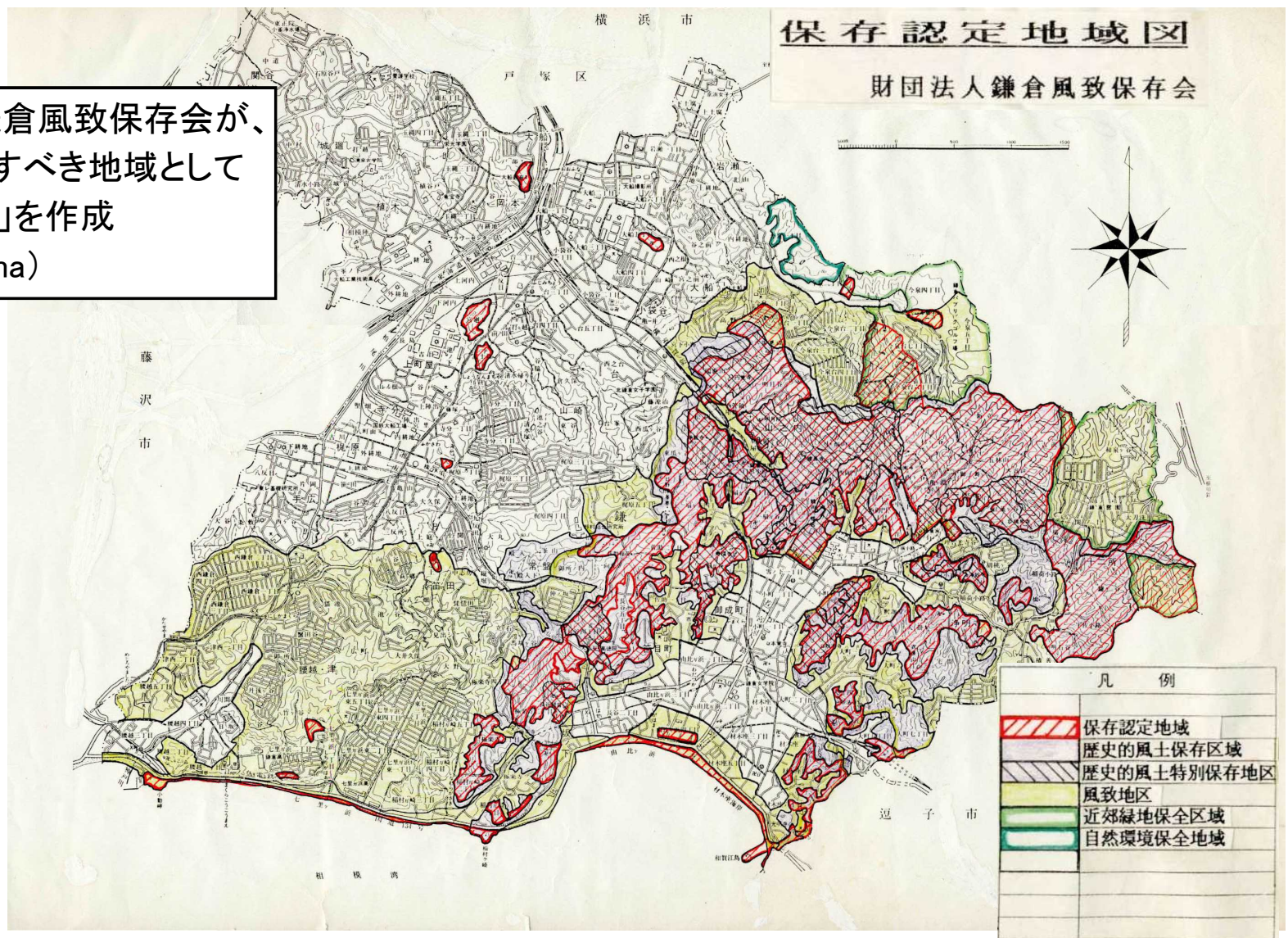
(平成27年3月31日現在)

市町名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	区域名	面積(ha)	地区名	面積(ha)
鎌倉市	朝比奈	142	<small>あさひな</small> 朝比奈切通し	7.0
			瑞泉寺	119.0
	八幡宮 (面積は大仏・長谷観音特別保存地区の分を含む)	308	<small>もりながしんのう ぼ</small> 護良親王墓	2.0
			浄妙寺	8.1
			<small>よう ふくじあと</small> 永福寺跡	5.7
			寿福寺	18.0
			建長寺・浄智寺・八幡宮	172.0
	山之内	158	円覚寺	29.0
	八幡宮(再掲)	—	大仏・長谷観音	110.0
	長谷・極楽寺	207	極楽寺	9.8
稲村ヶ崎			6.0	
大町・材木座	167	<small>きぬぼりやま</small> 妙本寺・衣張山	67.0	
		<small>なごえ</small> 名越切通し	20.0	
逗子市	7	—	—	
計5区域		989	計13地区	573.6

# 1 古都保存の成果

## ○ 鎌倉風致保存会による「保存認定地域図」作成

昭和40年11月 鎌倉風致保存会が、  
鎌倉市内の保存すべき地域として  
「保存認定地域図」を作成  
(69箇所、約850ha)





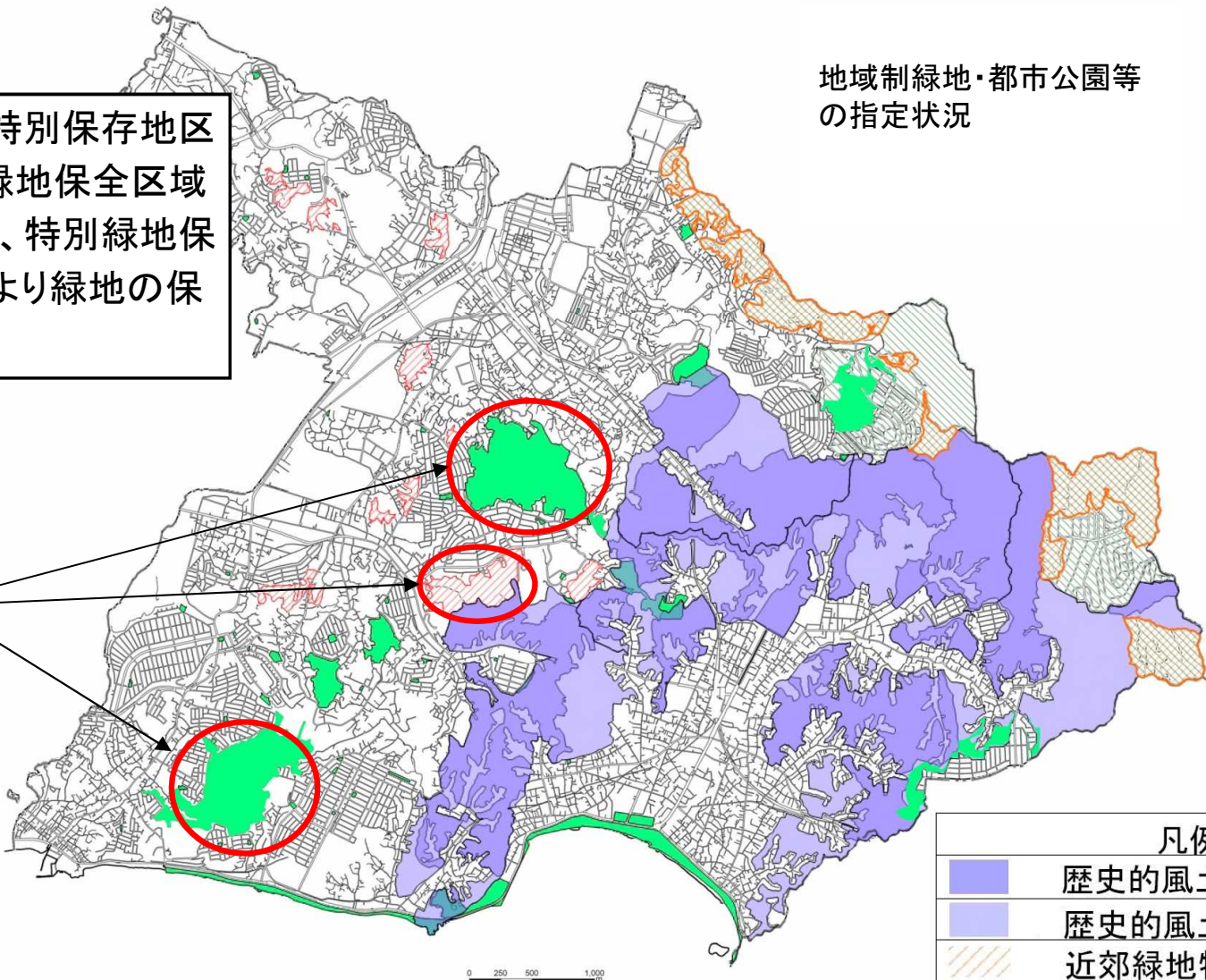
# 1 古都保存の成果

歴史的風土保存区域(特別保存地区を含む。)のほか、近郊緑地保全区域(特別保全地区を含む。)、特別緑地保全地区や都市公園等により緑地の保全が図られている。

地域制緑地・都市公園等の指定状況



鎌倉3大緑地



0 250 500 1,000m

凡例	
	歴史的風土特別保存地区
	歴史的風土保存区域
	近郊緑地特別保全地区
	近郊緑地保全区域
	特別緑地保全地区
	都市公園等

# 1 古都保存の成果

## ○ 平成20年3月 「鎌倉・北鎌倉景観地区」指定

歴史的風土保存区域と併せて、よりきめ細やかな景観形成を図るため

- ・鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に 景観地区を指定
- ・建築物の高さの最高限度(15m)と屋根・外壁の色彩等の制限  
⇒商業地域においても15mの高さ制限

### ■ 建築物の形態意匠の制限

建築物の形態意匠の制限内容は全般基準と色彩基準を定めています。全般基準は地区内共通の建築物に関する制限(共通事項)と7つの地区区分ごとの建築物に関する制限(地区別事項)で構成しています。色彩基準は外壁基調色と屋根の基調色について地区区分ごとに制限を定めています。

景観地区では右図に示すとおり共通事項と地区別事項及び外壁基調色及び屋根の基調色の制限に適合することが必要です。

### ■ 建築物の高さの最高限度

鎌倉景観地区、北鎌倉景観地区ともに、建築物の高さの最高限度は15mただし第一種低層住居専用地域に指定されている区域は10m

※風致地区など既に高さ制限が定められていた場所はこれまでどおり変更はありません。

**建築物の形態意匠の制限**

全般基準	■ 共通事項	鎌倉景観地区と北鎌倉景観地区それぞれに地区全体の共通事項を定めています
	■ 地区別事項	地区の特性に応じた7つの地区区分毎に建築物等に関する制限を定めています
色彩基準	■ 外壁基調色	外壁と屋根の色彩について使用される最も面積の大きい色彩についての制限を定めています
	■ 屋根の基調色	

4つの制限事項への適合が必要

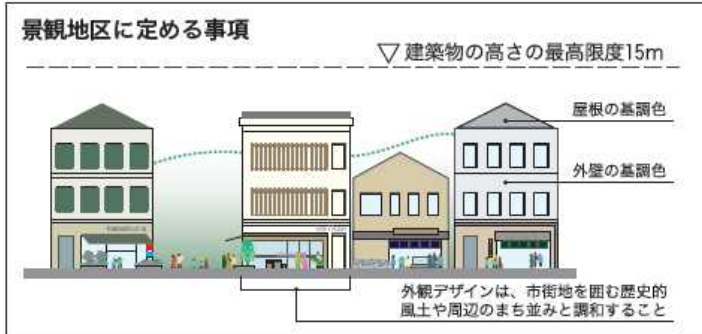
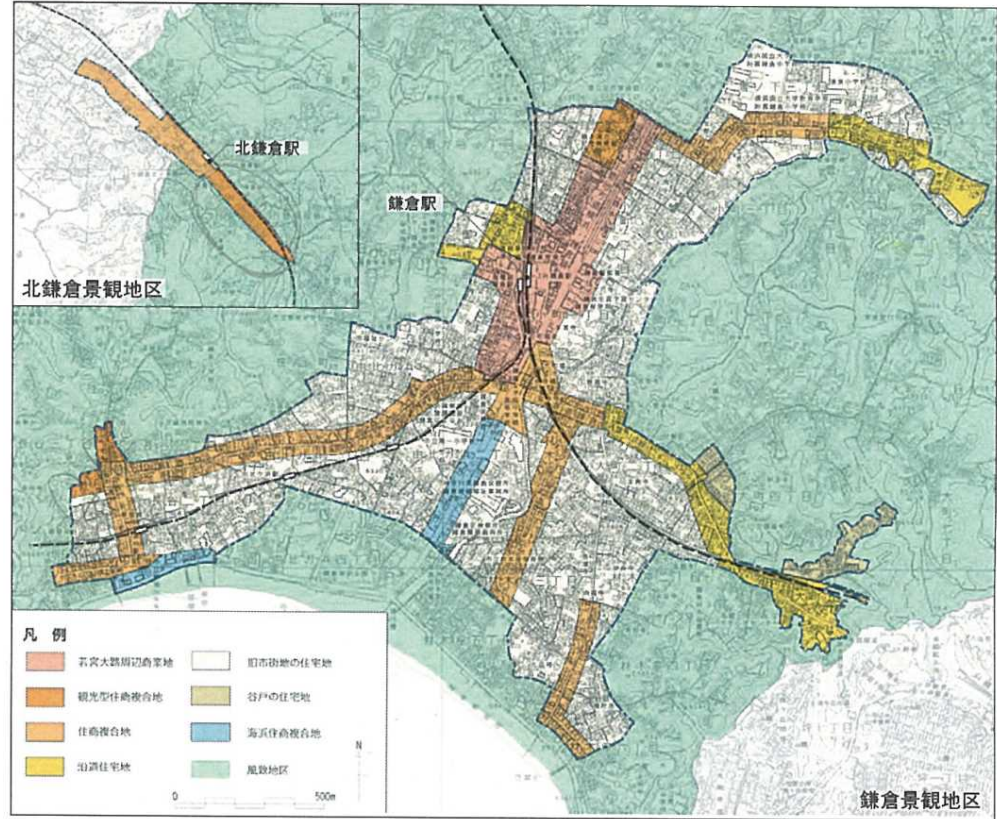
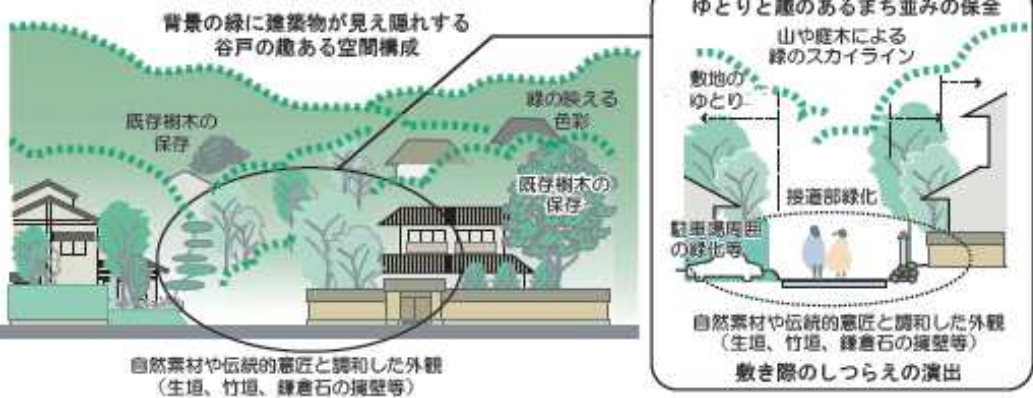


図2 地区区分図



### 谷戸の住宅地の景観形成

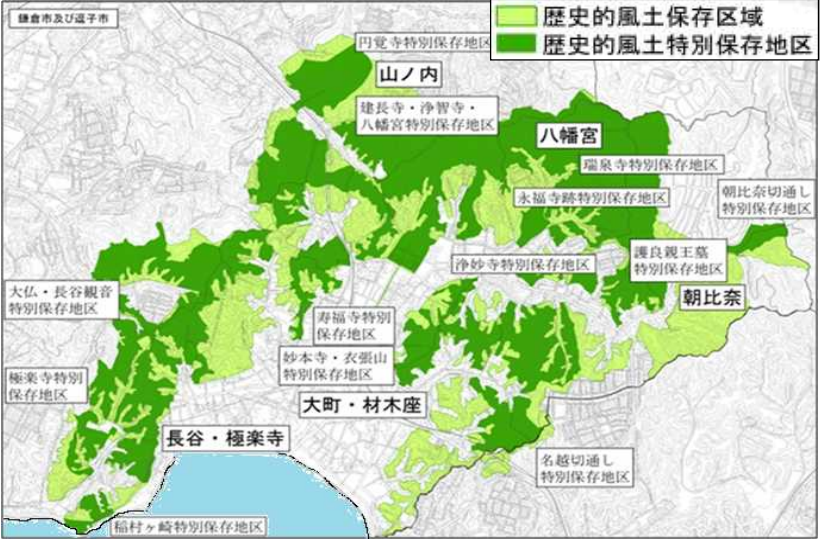


【鎌倉市HP 景観地区の概要】

# 2 古都保存の課題1

## 課題1 景観保全と安全対策の両立について

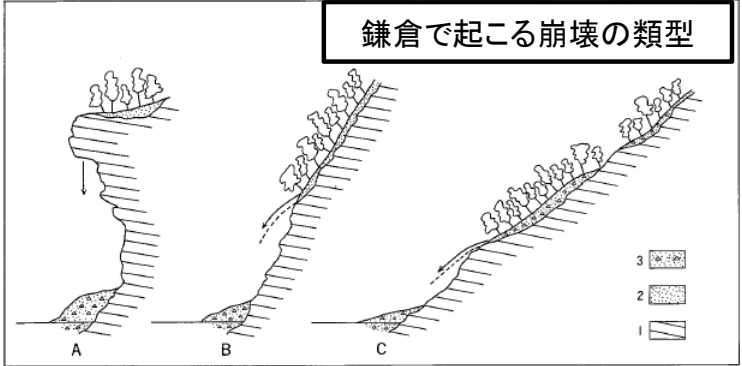
- ・歴史的風土保存区域のほぼ全域が急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等と重なっている。
- ・鎌倉はかつて防御のために山を垂直に切ったところが多く、そこに堆積した土の表層に樹林が形成されている。
- ・崩落が発生したところは防災工事を行なっているが、長大な擁壁等により、古都景観を阻害する要因ともなっている。



雨水が岩の間や表層土に浸透し、崩落する危険のある斜面地



防災工事例



第46図 予想される崩壊の型  
 A：岩塊の崩落，B：表土滑落，C：崖錐または崖錐性堆積物の滑落 【鎌倉市文化財総合目録 地質・動植物・植物篇】  
 1：シルト岩，2：表土，3：崖錐または崖錐性堆積物。

## 2 古都保存の課題1

- 多くの家屋が斜面に隣接して立地しているため、安全対策が不可欠であり、斜面地の巨木化した樹木の剪定や危険木の伐採が求められている。

### 倒木等による被害状況(件)

年度	倒木等	土砂崩れ等
22年度	8	6
23年度	19	6
24年度	23	8
25年度	32	8
26年度	17	11

### 施設賠償責任保険金額(保険契約額と賠償金支払額)の推移(円)

年度	保険契約額	賠償金支払額
22年度	845,380	1,759,083
23年度	1,012,850	1,551,931
24年度	2,027,300	4,333,670
25年度	2,426,400	1,001,649
26年度	2,359,800	304,772

### 被害例



倒木による屋根の破損



落石による車後部の破損



根返りした樹木

# 3 古都保存の課題1への取り組み

## 取り組み

### ゾーン分けによる管理

古都保存法緑地管理指針・県有緑地管理計画を策定(平成25年3月)

- ・地形、植生等に応じ、特別保存地区を4つのゾーンに区分した「古都保存法緑地管理指針」
- ・上記管理指針を受け、特別保存地区内県有地を計画的に維持管理するための「県有緑地管理計画」

管理指針上のゾーン	指定条件	管理方針	面積 (内管理計画対象地)
防災管理重点ゾーン	・住宅地等に隣接 ・斜度30度以上	・安全確保最優先で防災対策の重点実施 ・景観の保全・再生に配慮した防災工法の導入と緑地管理	約144ha (約36ha)
景観配慮ゾーン	・歴史的建造物等と一体となる緑地	・緑地景観保全を優先した管理 ・特に歴史的保存計画記載の視点場のうち、寺社からの近景域に配慮	約202ha
住民参加可能ゾーン	・道路等に隣接 ・斜度15度未満	・ボランティアや地元住民と緑地管理者との協働による管理 ・環境学習の場としての利用等	約31ha (約11ha)
一般管理ゾーン	・上記3ゾーン以外	・植生の自然的な遷移を容認し、必要に応じた維持管理	約133ha

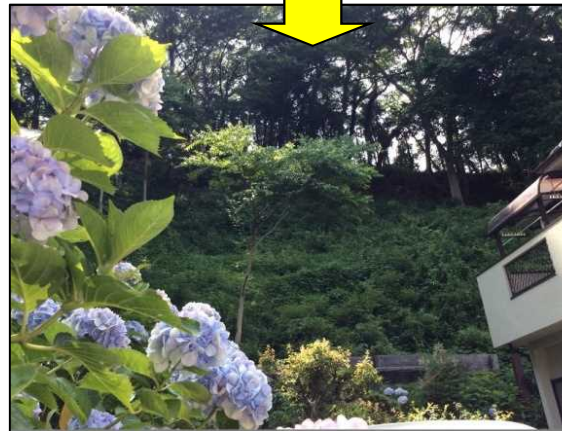
⇒ **防災管理重点ゾーン**の一部(民有地と隣接する県有地外周約21km)について、平成26年度から緊急防災対策事業を実施

### 3 古都保存の課題1への取り組み

#### 景観に配慮した土砂崩壊防止施設の設置

- ・斜面地が崩落するとコンクリート擁壁を設置せざるを得ない。  
⇒崩壊前に対策することで古都の景観を保全することにつながる。

ハンプレーム工  
(上/施工直後  
下/施工2年後)



上/落石防止柵工  
下/落石防止網工



#### 安全対策に係る課題に対する方向性

- ・落石防護網など古都の景観に配慮した防災工事の実施  
⇒事故を未然に防ぐとともに、古都の景観の保全も図る。

# 3 古都保存の課題1への取り組み

## 民有地と隣接する県有地外周の計画的伐採(平成26年度～)

- ・防災管理重点ゾーンの一部(住宅地等に接しており傾斜が30度以上の県有地の外周21km)を対象
- ・3年間で外周21kmを調査し、既存の危険性を確認
- ・危険性の高い緑地内の巡視及び伐採

<各年度の実施予定距離等(平成27年度当初予算時点)>

	H26	H27	H28	H29	H30～
現地調査	11km	5km	5km	—	—
整備	4km	7km	7km	3km	—
整備想定予算	51,931千円	63,500千円	63,500千円	31,100千円	24,600千円



## 安全対策に係る課題に対する方向性

- ・巨木化した樹木の剪定及び危険木の伐採  
⇒事故を未然に防ぐとともに、古都の景観の保全も図る。

# 3 古都保存の課題1への取り組み

## 鎌倉市の樹林管理事業等

### ○樹林管理事業(民有地が対象)

・対象地域(1,290.8ha)を6地区に分け、年に1地区について、市が土地所有者に代わり間伐、枝打ち、下草刈り等の樹林管理を実施

#### <自然林>

山際の樹木が家屋に直接触れている部分及び家屋を被っている部分の枝払い

家屋が直接被害を受ける、又は危険と思われる倒木や枯損木の伐採

#### <人工林>

ある程度のまとまりにある箇所の間伐や枝打ち等を自然林に係る事業を実施した後の予算の範囲内で実施

**取組みにおける課題**

- ・要望の多いなかで、予算の縮減が続いており、十分に対応できない状況が続いている。
- ・実施年度以外で発生する危険木等の処理には、即応できる状況となっていない。

表6-1 対象地域

1	八幡宮地区	歴史的風土保存区域
2	山ノ内・今泉地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、
3	浄明寺・十二所地区	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、
4	大町・材木座地区	歴史的風土保存区域
5	長谷・極楽寺地区	歴史的風土保存区域、緑地保全推進地区
6	佐助・御成地区	歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、緑地保全推進地区、

### ○緑地維持管理事業(市有地が対象)

・市が所有する緑地において、傾斜木や枯損木などの危険木、隣接地への越境樹木がある場合に、事前の伐採等

**取組みにおける課題**

- ・本来、生物多様性や植生管理といった質の充実を図るための取組みが必要であるが、現状では周辺民家への樹木の影響の軽減や防災的見地での維持管理に留まっている。



# 4 古都保存の課題2

## 課題2 買入れ地増大に伴う買入れ地等の管理水準の維持について

- ・開発圧の高い鎌倉では歴史的風土保存区域(古都法4条)による規制だけでは保存が困難
- ・特別保存地区のうち、32.2%を県有地化
- ・買入れによる県有地の増加(毎年約8ha)とともに維持管理に要する費用も増加

### 買入れの状況(平成26年度末)

歴史的風土 特別保存地区 (ha)	買入れ地		事業費 (百万円)	国費 (百万円)
	(ha)	特別保存地区 に対する割合		
573.6	184.8	32.2	21,059	13,402

### 古都及び緑地保全事業費等の当初予算額の推移(買入れに係るものを除く。)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額 (百万円)	177	167	204	212	216
うち県費 (百万円)	99	94	111	152	162

# 5 古都保存の課題2への取り組み

## 取り組み

### (公財)鎌倉風致保存会による樹林地の維持管理

・会員数 443人(平成26年3月末現在)

・活動回数 年間約120回

・活動内容

#### <中高生の体験学習>

・高校生の夏休み期間中における体験学習(鎌倉学)の実施

・中学生(市内7校)の体験学習(樹林管理、海岸清掃)の実施

#### <みどりのボランティア>

・主に鎌倉風致保存会の所有地と市有地、寺の所有地を対象として、市民や企業のボランティアと共に史跡地(市内7カ所)の管理作業を実施

#### <みどりの環境感謝の日のイベント>

・市有地である御谷の平坦地において、草刈り作業や子どもを対象としたイベントを11月に実施

### 取り組みにおける課題

・ボランティア参加者の高齢化、減少が進んでいる。

・急峻な地形における樹木管理の難しさがある。



杉の伐採



草刈り



中学生ボランティアの活動



企業の参加

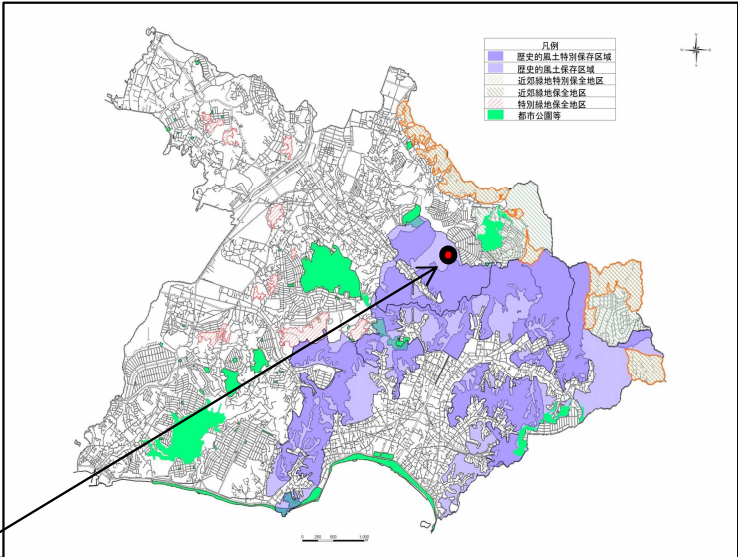
# 5 古都保存の課題2への取り組み

## 明月荘県民協働事業

所在 鎌倉市山ノ内面積 14,468㎡  
建物 3棟 276.57㎡(母屋:245.66㎡ 茶室16.00㎡ 物置:14.91㎡)

### <経緯>

- 昭和22年 石橋又義邸として建築される。
- 昭和40年代 マンション建設計画に対し、反対運動がおきたことから県が敷地ごと購入
- 平成20年4月 鎌倉市の定期点検により修繕が必要と報告される。
- 平成25年4月 県と市民団体が協定を締結し、「古都鎌倉の風致の保全」を共通の目的として協働事業を開始
  - 明月荘の修繕や庭園の保全を図り、明月荘を利用したイベントを開催
  - 参加者からの募金を活動資金に充当
- 平成27年3月 火災により明月荘が焼失
- 平成27年10月 協働事業終了



**協働事業実施の結果、見えてきた課題**

- ・ゾーニングや斜面地における樹木の管理方法など、緑地に関する専門的知識・技能を有する人材の確保・育成が必要とされることがわかった。



焼失前の明月荘



# 5 古都保存の課題2への取り組み

## 鎌倉市による緑のレンジャー事業

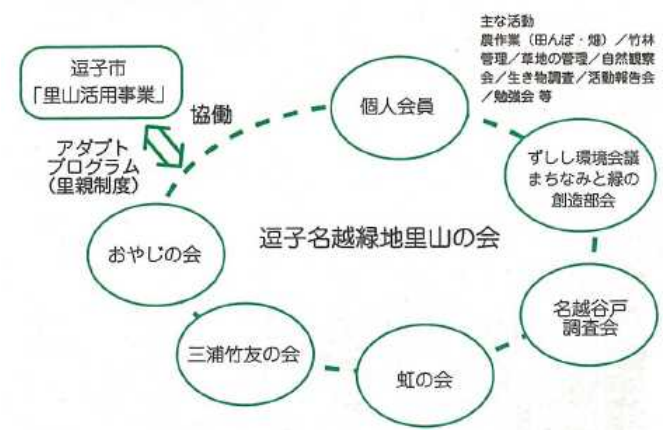
- ・ 鎌倉市が市内の緑化推進団体(平成20～26年度は(公財)鎌倉市公園協会)と連携して実施
- ・ 小学4・5年生を対象にした緑のレンジャージュニアと、18歳以上の方を対象にした緑のレンジャーシニアによる下草刈りなどの体験作業、公園緑地の施設点検、清掃活動、さらに公園緑地利用者への啓発活動
- ・ 自主活動グループがNPO法人の認定を受け、緑地の維持管理作業のほか、市内の緑地の調査や自然観察を行なうなど、活動の拡大を図っている。



【鎌倉市HP】

## 名越緑地の保全活動

- ・ 逗子市と逗子名越緑地里山の会によって行なっている毎月1回の定例会と1～4回程度の里山保全活動
- ・ 逗子市内の歴史的風土保存区域と隣接した名越緑地(都市公園)が活動範囲



【逗子市・名越緑地里山の会パンフレット】

## 今後の方向性

### ①行政

- ・安全対策は行政が実施していくことであり、かつ、事故を未然に防ぐための「土砂崩壊防止施設の設置」や「計画的伐採」は景観保全にもつながる。
- ・維持管理において、緑地の保全・活用方法を検討していく多様な担い手と、コーディネーター役の専門家とをつなぐ、調整役を担っていく。

### ②企業や市民団体等

- ・ボランティアだけでなく、社会的な位置づけを持って活躍する。
- ・古都を誇りに思い、自らのライフスタイルとして保存に関わっていく。

(参考)神奈川県観光産業に関する基礎調査報告書(H21.3)

#### ○鎌倉への来訪回数

	初めて	2回目	3~5回	6~9回	10回以上	無回答
宿泊	9.0%	10.3%	27.3%	6.8%	<b>43.1%</b>	3.5%
日帰り	10.5%	13.5%	23.8%	7.8%	<b>39.8%</b>	4.6%

⇒リピーターが多く、鎌倉ファンがいることの裏づけ

#### ○来訪者の属性

	県内	県外 (首都圏)	県外(首都 圏以外)	無回答
宿泊	6.9%	<b>37.6%</b>	<b>55.2%</b>	0.3%
日帰り	<b>48.3%</b>	<b>36.6%</b>	14.9%	0.2%

#### ○鎌倉への来訪の目的

	1位		2位	
宿泊	遺跡・文化財などの鑑賞	40.9%	自然・風景鑑賞	22.7%
日帰り		58.0%		46.4%